

第 1 0 章 事後調査の内容

第10章 事後調査の内容

10.1 事後調査を行う理由

事後調査の項目及び手法の選定にあたっては、熊本県環境影響評価技術指針に規定する「事後調査の項目及び手法の選定に関する指針（下記参照）」に基づき設定した。

- (1) 予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずる場合
- (2) 効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合
- (3) 工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする場合
- (4) 代償措置を講ずる場合であって、当該代償措置による効果の不確実性の程度及び当該代償措置に係る知見の充実の程度を踏まえ、事後調査が必要であると認められる場合

10.2 事後調査計画

工事中の事後調査計画を表 10.2-1(1)～(2)に、供用後の事後調査計画を表 10.2-2(1)～(2)に示す。

表 10.2-1 (1) 事後調査計画 (工事中)

項	目		実施の理由	事後調査の項目及び手法				環境影響の程度 が著しいことが 明らかになった 場合の対応方針	事後調 査の実 施主体
	環境 要素	環境 要因		調査項目	調査地点	調査期間	調査方法		
全般		工事の実施	予測条件とした 工事計画に不確 実性があるた め。	工事計画、工 事方法、環境 保全措置の実 施状況	工事実施区域	工事期間中	現地確認、資 料の収集・整 理	追加の環境保 全措置を講じ る。	事業者
大気質		建設機械の 稼働	予測条件とした 工事計画に不確 実性があるた め。	粉じん等（降 下ばいじん）	予測地点とし た5地点	造成工事等 土砂掘削及び 盛土等を実施 する時期（1回 /季）	ダストジャ ーによる捕集	追加の環境保 全措置を講じ る。	事業者
騒音		建設機械の 稼働	予測条件とした 工事計画に不確 実性があるた め。	騒音レベル	予測地点とし た5地点	建設機械の稼 働台数が最大 と想定される 時期（1回）	「騒音に係る 環境基準につ いて」（平成10 年環境庁告示 第64号）及び 「環境騒音の 表示・測定方 法」（JIS Z 8731）に定め る方法	追加の環境保 全措置を講じ る。	事業者
		資材及び機 械の運搬に 用いる車両 の運行				資材等運搬車 両台数が最大 と想定される 時期（1回）			
振動		建設機械の 稼働	予測条件とした 工事計画に不確 実性があるた め。	振動レベル	予測地点とし た5地点	建設機械の稼 働台数が最大 と想定される 時期（1回）	「振動規制法 施行規則」（昭 和51年総理府 令第58号）及 び「振動レベ ル測定方法」 （JIS Z 8735）に定め る方法	追加の環境保 全措置を講じ る。	事業者

表 10.2-1 (2) 事後調査計画 (工事中)

項	目		実施の理由	事後調査の項目及び手法				環境影響の程度が著しいことになった場合の対応方針	事後調査の実施主体
	環境要素	環境要因		調査項目	調査地点	調査期間	調査方法		
水質		雨水の排水	予測条件とした工事計画に不確実性があり、かつ環境保全措置の内容をより詳細なものにするため。	浮遊物質 (SS)、河川流量及び流速	放流先 2 地点と (予測地点と同様)	造成工事等及び土砂掘削及盛土等を実施する期間に発生する時期	「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46 年環境庁告示第 59 号)に定める方法	追加の環境保全措置を講じる。	事業者
動物		雨水の排水	水質に係る環境保全措置の実施状況及びその効果によって予測結果に不確実性が生じるため。	ニホンシロコウ、ウシゴロウ、ミナミイロダカ、ウスイロオカチグサガイ	対象事業実施区域及びその周辺	造成工事等及び土砂掘削及盛土等を実施する期間に発生する時期に 1 回/年 (夏季)	現地確認	有識者から助言を得て、追加的な保全対策を講じる。	事業者
植物		雨水の排水	水質に係る環境保全措置の実施状況及びその効果によって予測結果に不確実性が生じるため。	タンブシイベニマダラ	対象事業実施区域及びその周辺	造成工事等及び土砂掘削及盛土等を実施する期間に発生する時期に 1 回/年 (春季)	現地確認	有識者から助言を得て、追加的な保全対策を講じる。	事業者
生態系		雨水の排水	水質に係る環境保全措置の実施状況及びその効果によって予測結果に不確実性が生じるため。	ゲンジボタル	対象事業実施区域及びその周辺	造成工事等及び土砂掘削及盛土等を実施する期間に発生する時期に 1 回/年 (6 月)	現地確認	有識者から助言を得て、追加的な保全対策を講じる。	事業者

表 10.2-2 (2) 事後調査計画（存在・供用時）

項 目		実施の理由	事後調査の項目及び手法				環境影響の程度 が著しいこと が明らかになっ た場合の対応方 針	事後調 査の実 施主体
			調査項目	調査地点	調査期間	調査方法		
環境要素	敷地の存在 （土地の改 変）	供用後の環境保 全措置の効果を 確認するため。	ゲンジボタル	対象事業実施 区域及びそ の周辺	事業活動が通 常の状態で進 行した時期の1回 /年（6月）	現地確認	有識者から助言 を得て、追加の 環境保全措置を 講じる。	事業者
景観	敷地の存在 （土地の改 変）、構造物 の存在	予測条件とした 将来土地利用及 び構造物の状況 について不確実 性があるため。	眺望景観	対象事業実施 区域及びその 周辺（予測地 点と同様の地 点を想定）	造成完了後5年 経過した時点 を目安に1回実 施	現地確認	追加の環境保 全措置を講じ る。	事業者